

参考情報

【安全衛生教育促進運動とは】

安全衛生教育促進運動は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から、中央労働災害防止協会が提唱し展開している運動です。厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。令和7年度の安全衛生教育促進運動は、令和8年2月1日から令和8年4月30日まで実施されます。

【運動標語】 「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

安全衛生教育促進運動リーフレットは[こちら](#)

【事業場の実施事項】

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
- (6) eラーニングを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- (7) 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- (8) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施

当協会では、登録教習機関としての各種技能講習や養成講習のほか、事業者に代わって行う特別教育や職長教育等の各種講習会を、法令改正内容や利用者のご要望等に応じて、県下各地で受講いただけるよう、計画的に実施します。

※令和8年度の年間講習計画は1月に当ホームページで公表予定です。資格取得や安全衛生教育の年間計画の策定等にご利用ください。